

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法一四条、二一条違反をいうが、原審において主張及び判断を経ていない主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一一月七日

最高裁判所第三小法廷

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 江 | 里 | 口 | 清 | 雄 |
| 裁判官 | 関 | 根 | 小 | 郷 | |
| 裁判官 | 天 | 野 | 武 | 一 | |
| 裁判官 | 坂 | 本 | 吉 | 勝 | |
| 裁判官 | 高 | 辻 | 正 | 己 | |